

## 国際非営利法センター (International Center for Not-For-Profit Law: ICNL)<sup>1</sup>

### 1. 歴史

国際非営利法センター(以下 ICNL)は 1992 年に 2 人の法律専門家、アイリッシュ(Leon E. Irish)とシモン(Karla W. Simon)によって設立された(Martinez 2010: 884)。ICNL のウェブサイトによると市民社会スペースの法的環境に焦点を当てて設立された最初の団体のうちの 1 つであったと説明されている。当初の主な関心は非営利団体が直面する登録及び税法に関し法的助言、技術的支援することであった(Martinez 2010: 884)。

### 2. 組織概要

ICNL は以下の 5 つを目標としてあげている<sup>2</sup>。

- 1) **国際的規範の改善**：国際機関と連携し、市民社会の保護と振興に貢献するよう国際的基準を改善する。
- 2) **現地パートナーの強化**：市民社会に影響を及ぼしている現地法を改善するため、市民社会、政府などと協働する。
- 3) **市民社会の法的環境改善に向けての誘導**：市民社会にとって拘束的な法律が可決された場合に、パートナー機関を通じて環境改善に向けた支援を行う。
- 4) **知見の創造**：新手法による研究・分析を通じて最新の知見を作り出していく。
- 5) **市民社会スペースを保護するための啓蒙**：世界中の市民社会スペースに影響を及ぼす出来事を立法的観点から調査し、パートナーと共有する。

上記の目標のため、組織としての中心的価値基準は以下の通り。

- **現場における専門知識の強化**：現地のイニシアティブおよび専門家を支援し、市民社会が直面している課題に効果的に対応できるようにする。
- **グローバルな視点**：支援先の多様性を自らの組織にも反映させ、その多様性を維持するよう努める。
- **公正な仲介者**：ICNL の支援は法的専門知識と実証された一番良い支援方法、国際法に則った原理に基づいて実施する。

---

<sup>1</sup> 国際非営利法センターに関する情報は、同センターのウェブサイト (<https://www.icnl.org>) をもとにまとめた。その他の文献は脚注を参照。

<sup>2</sup> 以下の ICNL の目標および価値基準は”Our Goals & Values”からの抜粋 (<https://www.icnl.org/about-us>)。

- **需要主導型**：現地の状況に応じ、多様なステークホルダーに資するよう努める。
- **深い専門知識**：ICNL の専門知識は何十年にもわたる市民社会スペースに影響を及ぼす課題に取り組むことで培われてきた。ICNL のチームは常に研究と分析を通じて頑強な知見を維持する。

ICNL はアメリカ（ワシントン D.C.）に本部を置き、キルギスタン、タジキスタン、ヨルダンに事務所がある。ヨーロッパ非営利法センター(European Center for Not-for-Profit Law: ECNL) およびブルガリア非営利法センター(Bulgarian Center for Not-for-Profit Law: BCNL)と連携し ICNL 連合(ICNL Alliance)を形成している。ICNL の所長兼最高経営責任者はダグラス・ルツェン (Douglas Rutzen)氏。

ICNL は理事会 (Board of Director)によって運営されており所長を含め9人がメンバーとしてあげられている。ビンドウ・シャーマ(Bindu Sharma)氏が理事長を務める。諮問委員会 (Advisory Council)は 35 名で構成され（24 カ国から参加）、理事会の政策、プログラム形成を支援する役割がある。

### 3. 活動概要

2022 年度における ICNL の歳入は\$10,725,492 で米国政府からの助成金が 70.0 %を占める。そのほかの歳入源は他国政府、および財団からの助成金となっている (ICNL 2023)。

ICNL は現在 100 カ国以上で案件を実施し 6つの地域プログラム（アジア太平洋、サブサハラ・アフリカ、中東・北アフリカ、ユーラシア、ヨーロッパ、ラテン・アメリカとカリブ諸島）に加えて、アメリカ、グローバル・プログラムがある。

ICNL のプログラムは5つの主要なテーマ(結社の自由、集会の自由、表現の自由、公的参加、社会貢献)のもと、市民社会スペースに影響を及ぼしている以下の主な課題を支援している<sup>3</sup>。

- **コロナ・ウィルスと市民社会スペース**: 世界中の各国でとられたコロナ・ウィルス感染症対策は基本的自由と市民社会スペースに重大な影響があった。そのため ICNL は他のパートナーと共に政府の対応が市民的自由とその他の人権に及ぼす影響をモニタリング、分析、報告している。
- **テロリズム対策と治安**: テロリズム対策と治安に関する政策形成において、人権と基本的自由が尊重されるようパートナーを支援する。

---

<sup>3</sup> 主な活動テーマおよび課題の詳細は”Our Work” (<https://www.icnl.org/our-work/#corethemes>)からの抜粋。

- **技術と市民社会スペース**：研究を通して技術と市民社会スペースに関する最善の実例を集め、課題を特定している。これは新しい技術が基本的自由を擁護し、市民社会にとってより良い環境形成に資するために利用されることを目的としている。そのため、この分野の活動としては、パートナーと共に規範基準の形成、市民社会アクターがテクノロジーを使いこなせるよう支援することで、市民社会スペースに影響を及ぼすような政策立案における有意義な参画の支援などがある。
- **気候変動と市民社会スペース**：気候危機は全ての人権に影響し、市民社会の参加なしに効果的な対応は不可能となっているが、気候変動対策に向けた活動が拡大するにつれ、そうした活動を規制する動きも世界的に増えている。そのため、取り締まりや立法で制限の対象とされている気候変動の対策を求める活動家、市民社会の参加を支援する。
- **女性と市民社会スペース**：女性、少女、トランス・ジェンダー、多様な性、インターセックスの人々が結社、集会、表現の自由、公的参加といった人権を完全に享受できるような環境づくりを目的としている。そのため、パートナーと共に規範基準の形成、女性が主導している組織・運動の能力構築、女性のための市民社会スペースの擁護を目的とした法改正のためのアドボカシーを支援している。
- **国際規範と国際協定**：国連人権メカニズム（国連人権理事会、人権条約機関、特別手続きなど）及び多国間イニシアティブを通じて市民社会スペースを擁護する国際法、規範を促進する。
- **市民社会の擁護**：市民社会団体、政府の改革を実践している人々、ドナー、外交官といったパートナーを支援し、市民社会に課せられる制限を克服、未然に予防していく。
- **国境を越えた資金的支援**：法的規制が強まる中、市民社会が国境を越えて社会貢献を目的とした資金にアクセスできるよう支援する。
- **市民社会と政府の協力**：市民社会、政府とともに両者の協力を促進する法律、政策、制度構築を支援する。
- **国内資金調達**：伝統的な寄附だけでなく、クラウドファンディング、社会企業、税の優遇措置など資金調達の手段が多様化する中、市民社会の国内資金調達を促進する法律、規制の支援を行う。
- **開発と市民社会スペース**：2011年グローバル・パートナーシップの釜山原則 (the 2011 Busan Partnership Agreement)、持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)、市民的及び政治的権利に関する国際条約 (International Covenant on Civil and Political Rights)などの国際法、基準、コミットメントで強調されている市民社会の開発への参加が尊重されるよう国際機関とともにモニタリングを行う。
- **モニタリングと評価**：ICNLは政府、多国間機関、市民社会組織とともに結社、集会、表現の自由を含む市民社会スペースという概念を測る様々なツールを開発してきた。そ

これらのツールを通じて市民社会に対する脅威のモニタリング、トレンド分析などを行い、市民的自由の擁護支援を優先的に実施するためパートナーを動員する。

#### 4. 活動例

上記で述べられたように ICNL はアメリカ、グローバル・プログラムに加え、6 地域を対象にしたプログラムがある。そのうち、アジア・太平洋地域はインド、インドネシア、カンボジア、スリランカ、タイ、台湾、中国、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ベトナム、ミャンマー、モンゴル、ラオスをカバーし、現在 12 カ国を対象としている<sup>4</sup>。市民社会の法的環境の改善、国際的規範の啓蒙、基本的自由擁護の現状のモニタリング、権威主義に対抗するためパートナーの能力構築などを支援している。一例として、米国国際開発庁からの支援を受け、fhi360 と共に、市民社会組織の持続性をインデックス化し 2014 年よりモニタリングしている<sup>5</sup>。アジアではインドネシア、カンボジア、スリランカ、タイ、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ミャンマー、ネパールで 6 観点（法的環境、組織能力、資金の持続性、アドボカシー、サービス提供、市民セクターに資するインフラ、公共イメージ）から市民社会の持続性を測っている。

#### 参考文献

International Center for Not-for Profit Law, Inc. and Affiliates. (2023) “Audit Report” for the year ended December 31, 2022.

[https://projects.propublica.org/nonprofits/display\\_audit/7673320221](https://projects.propublica.org/nonprofits/display_audit/7673320221)

Martinez, Francisco. (2010) “International Center for Not-for Profit Law (ICNL).” *International Encyclopedia of Civil Society*. Ed. by Anheier, Helmut K., and Stefan Toepler.

<https://rdcu.be/deq1Ht>

リサーチ、執筆：児玉千佳子（一橋大学大学院法学研究科 博士課程）

監修：日本国際交流センター（JCIE）民主主義の未来プロジェクト

©JAPAN CENTER FOR INTERNATIONAL EXCHANGE 無断転載禁止

---

<sup>4</sup> 対象国の情報は Country Overviews (<https://www.icnl.org/our-work/asia-pacific-program#countryoverviews>)を参照した。

<sup>5</sup> レポートおよび可視化したツールはこのリンクを参照 <https://csosi.org/?region=ASIA>。対象となった国は年によって違う場合がある。

